

厚 生 労 働 省 群 馬 労 働 局 発 表 平 成 2 3 年 1 0 月 2 7 日
---

担 当	労 働 基 準 部	賃 金 室
	室 長	寺 村 裕 司
	賃 金 指 導 官	池 田 弘 一
	電 話	0 2 7 - 2 1 0 - 5 0 0 5

## 群馬県特定最低賃金の引上げ

### 群馬県地方最低賃金審議会の答申

群馬県地方最低賃金審議会（会長 新井 博 弁護士）は、本年8月26日、群馬労働局長（谷川 隆一）から「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」など4業種の特定最低賃金（産業別最低賃金）の改正決定について諮問を受け、専門部会を設けて慎重に調査審議を重ねてきた結果、本年10月27日、群馬労働局長に対して別紙のとおり群馬県特定最低賃金を引上げる答申を行った。

群馬労働局では、この答申の内容について公示を行い、関係使用者及び関係労働者からの異議申出に関する手続きを経て、改正決定を行う予定である。

なお、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、本年10月7日に改正発効し、時間額690円（688円から2円の引上げ）となっている。

## 別紙

特定最低賃金の件名	答申日	答申のあった 時間額	引上額	引上率 %
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金  (略称：製鋼・鉄素形材製造業最低賃金)	10月27日	799円	4円	0.50
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金  (略称：一般機械器具製造業最低賃金)	10月27日	788円	4円	0.51
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  (略称：電気機械器具製造業最低賃金)	10月27日	786円	4円	0.51
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金  (略称：輸送用機械器具製造業最低賃金)	10月27日	788円	4円	0.51

参 考

群馬県の最低賃金額の推移（過去5年間）

特定最低賃金の件名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
製鋼・鉄素形材製造業最低賃金	763円	773円	784円	787円	795円
一般機械器具製造業最低賃金	753円	763円	774円	777円	784円
電気機械器具製造業最低賃金	751円	761円	772円	775円	782円
輸送用機械器具製造業最低賃金	753円	763円	774円	777円	784円

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	654円	664円	675円	676円	688円
----------------------	------	------	------	------	------

群馬県内では、すべての使用者・労働者に適用される「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」のほかに、特定の産業に適用される「特定最低賃金」が設定されており、これらの産業では、群馬県最低賃金と特定最低賃金が重複して適用されますが、より金額の高い「特定最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

ただし、次に掲げる者については、特定最低賃金の適用から除外され「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 各特定最低賃金において定められた業務に主として従事する者（別表）

※ 「特定最低賃金」は、従来の「産業別最低賃金」が、平成20年7月1日から施行された「最低賃金法の一部を改正する法律」により名称変更となったものです。

別 表

製鋼・鉄素形材製造業最低賃金

手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務

一般機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務
- ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

電気機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務

輸送用機械器具製造業最低賃金

- イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務
- ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務
- ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務